

武居構成員提出資料

社会福祉士及び介護福祉士法

■定義

第2条第1項

「専門的知識・技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（「相談援助」）を業とする者」

■義務規定

第44条の2（誠実義務）

「その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。」

第47条（連携）

「その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携を保たなければならない。」

第47条の2（資質向上の責務）

「社会福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。」

「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」
(平成18年12月12日社会保障審議会福祉部会)

社会福祉士に求められる役割

- 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割
- 利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割
- 地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割

今後の社会福祉士に必要な知識及び技術

- ① 福祉課題を抱えた者からの相談への対応や、これを受けて総合的かつ包括的にサービスを提供することの必要性、その在り方等に係る専門的知識
- ② 虐待防止、就労支援、権利擁護、孤立防止、生きがい創出、健康維持等に関わる関連サービスに関わる基礎的知識
- ③ 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、利用者の自立支援の観点から地域において適切なサービスの選択を支援する技術
- ④ サービス提供者間のネットワークの形成を図る技術
- ⑤ 地域の福祉ニーズを把握し、不足するサービスの創出を働きかける技術
- ⑥ 専門職としての高い自覚と倫理の確立や利用者本位の立場に立った活動の実践

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律
(平成19年12月5日公布)

- 1 社会福祉士の行う「相談援助」の例示として、他のサービス関係者との連絡・調整を行って、橋渡しを行うことを明確化するなど、**定義規定の見直し**
- 2 個人の尊厳の保持、地域に即した創意と工夫、他のサービス関係者等との連携について新たに規定するなど、社会福祉士業務を行うにあたっての**義務規定の見直し**
- 3 福祉現場における高い実践力を有する社会福祉士を養成するための**資格取得方法の見直し**
- 4 社会福祉士の任用・活用の促進

社会福祉士養成課程における教育内容等の見直し
(平成21年4月施行)

上記を踏まえ、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、教育カリキュラムの見直しを実施

【教育カリキュラムの見直しの具体例】

- ・ **相談援助に関する科目の充実**
- ・ 成年後見や障害者の就労支援など、社会福祉士の活動の領域が拡大してきていることを踏まえ、これらの分野で働くために必要な最低限の知識を修得させる観点から、新たに「**就労支援サービス**」や「**権利擁護と成年後見制度**」、「**更生保護制度**」といった科目を設定

社会福祉士の養成カリキュラム

	一般養成施設 (時間)	短期養成施設 (時間)	福祉系大学等	
			指定科目	基礎科目
人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法				
人体の構造と機能及び疾病	30		○ (3科目のうち1科目)	○ (3科目のうち1科目)
心理学理論と心理的支援	30			
社会理論と社会システム	30			
現代社会と福祉	60	60	○	
社会調査の基礎	30		○	○
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術				
相談援助の基盤と専門職	60		○	○
相談援助の理論と方法	120	120	○	
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術				
地域福祉の理論と方法	60	60	○	
福祉行財政と福祉計画	30		○	○
福祉サービスの組織と経営	30		○	○
サービスに関する知識				
社会保障	60		○	○
高齢者に対する支援と介護保険制度	60		○	○
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		○	○
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30		○	○
低所得者に対する支援と生活保護制度	30		○	○
保健医療サービス	30		○	○
就労支援サービス	15		○ (3科目のうち1科目)	○ (3科目のうち1科目)
権利擁護と成年後見制度	30			
更生保護制度	15			
実習・演習				
相談援助演習	150	150	150	
相談援助実習指導	90	90	90	
相談援助実習	180	180	180	
合計	1,200	660	18科目(22科目)	12科目(16科目)

注)福祉系大学等は、「実習・演習」の科目以外は時間数の定めはなく、指定科目又は基礎科目の欄に○を付された社会福祉に関する科目を修めて卒業することが要件

認定社会福祉士の概要

- 認定社会福祉士は、多様化・複雑化する地域住民への社会的援助ニーズに社会福祉士が適切に対応するため、社会福祉士の能力開発とキャリアアップを支援し、その習得した実践力を認定する仕組みとして平成24年度に創設。 ※平成19年社会福祉士及び介護福祉士法改正時の参・衆附帯決議における指摘事項を踏まえたもの。

	認定社会福祉士	認定上級社会福祉士
期待する活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・所属組織における相談援助部門のリーダー ・高齢者福祉、医療など、各分野の専門的な支援方法や制度に精通し、他職種と連携して、複雑な生活課題のある利用者に対しても、的確な相談援助を実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属組織とともに、地域(地域包括支援センター運営協議会、障害者自立支援協議会、要保護児童対策協議会等)で活動。 ・関係機関と協働し、地域における権利擁護の仕組みづくりや新たなサービスを開発。 ・体系的な理論と臨床経験に基づき人材を育成・指導。
期待する役割	<ol style="list-style-type: none"> ①複数の課題のあるケースへの対応 ②職場内のリーダーシップ、実習指導 ③地域や外部機関との窓口、緊急対応、苦情対応 ④他職種連携、職場内コーディネート等 	<ol style="list-style-type: none"> ①指導・スーパービジョン ②苦情解決、リスクマネジメントなど組織のシステムづくり ③地域の機関間連携のシステムづくり、福祉政策形成への関与 ④科学的根拠に基づく実践の指導、実践の検証や根拠の蓄積
分野	高齢分野、障害分野、児童・家庭分野、医療分野、地域社会・多文化分野等 ※将来的に分野の追加等はある	自らの分野における実践に加え、複数の分野にまたがる地域の課題について実践・連携・教育
認定要件	<ol style="list-style-type: none"> ①社会福祉士資格 ②ソーシャルワーカーの職能団体の正会員 ③相談援助実務経験5年以上 ④定められた経験目標(経験すべき実務)の実績 ⑤認証された研修の受講 研修:20単位以上 スーパービジョンを受ける:10単位以上 ※更新制(5年) 	<ol style="list-style-type: none"> ①認定社会福祉士と認定されていること ②ソーシャルワーカーの職能団体の正会員 ③認定社会福祉士資格取得後相談援助実務経験5年以上(資格取得後最低10年以上) ④定められた経験目標(経験すべき実務)の実績 ⑤認証された研修の受講 研修:20単位以上 スーパービジョン 10単位以上(実施5単位、受ける5単位) ⑥教育、研究、社会活動の実績 ⑦口述試験、論述試験 ※更新制(5年)
個人認定	上記要件を満たすことを「認定社会福祉士認証・認定機構」が審査、合格者の登録は登録機関(日本社会福祉士会)に行う	

社会福祉士の役割

◆最近の研究報告書から

- 相談者の課題を総合的に捉える専門職の役割として、特定の範囲の課題に対し個別具体的な解決を図る「スペシャリスト」と、相談者のあらゆる状況を受け止めてその課題の整理・提示と多職種のコディネートを担う「ジェネラリスト」に分類できる。社会福祉士は后者であり、特に活動の範囲が特定の制度によって規定されていないため、最も広範かつ総合的に相談者の課題を捉えることができる専門職である。

(参考:『社会的困窮者の効果的な自立支援のあり方と専門職の役割に関する調査研究事業報告書』(2012年,日本総合研究所))

- 社会福祉士には、多様な課題の解決と自立に向けた包括的・個別的な視点を基本として身につけている専門職として、アセスメントやプランニングを行うことが求められている。また、ジェネリックなアプローチという特性及び地域や社会に働きかける姿勢とそのため知識・技術を活かし、多職種連携や社会資源のカスタマイズ・開発に取り組むことが求められている。

(参考:『多職種連携による社会福祉士の人材育成のあり方に関する調査研究報告書』(2013年,日本総合研究所))

- 社会福祉士の活動の特徴として、包括的な見立てによるアセスメント、ジェネリックな視座によるアプローチ、マネジメントの視座をもったネットワーク構築などが挙げられる。

(参考:『社会福祉士の専門的な実践力の向上と活動領域の拡充に関する調査研究事業報告書』(2012年,日本社会福祉士会))

3

人材活用からみた社会福祉士の現状と課題 1

～社会福祉士の配置について～

◆社会福祉士を採用した自治体のコメント

【社会福祉士採用のメリット】

- ・福祉専門職として、福祉現場での即戦力になっている(福岡市、枚方市)
- ・福祉に関する相談を迅速かつ的確に対応ことができるようになった(つくば市)
- ・福祉に関する相談や福祉サービスへの連絡・調整の面でメリットがある(小山市)
- ・高齢者からの各種相談のなかでも特に専門的な知識が必要な、高齢者虐待や成年後見人制度等について、よりきめ細やかな対応ができるようになった(苫小牧市)
- ・高齢者介護予防支援や総合相談、生活保護、障がい福祉等の社会福祉の対応について、専門知識をもって迅速に取り組めるようになる(日光市)
- ・来庁が困難な世帯への訪問相談やいじめ相談窓口を開設するなど、市民に寄り添う支援策の拡充へ寄与している(明石市)

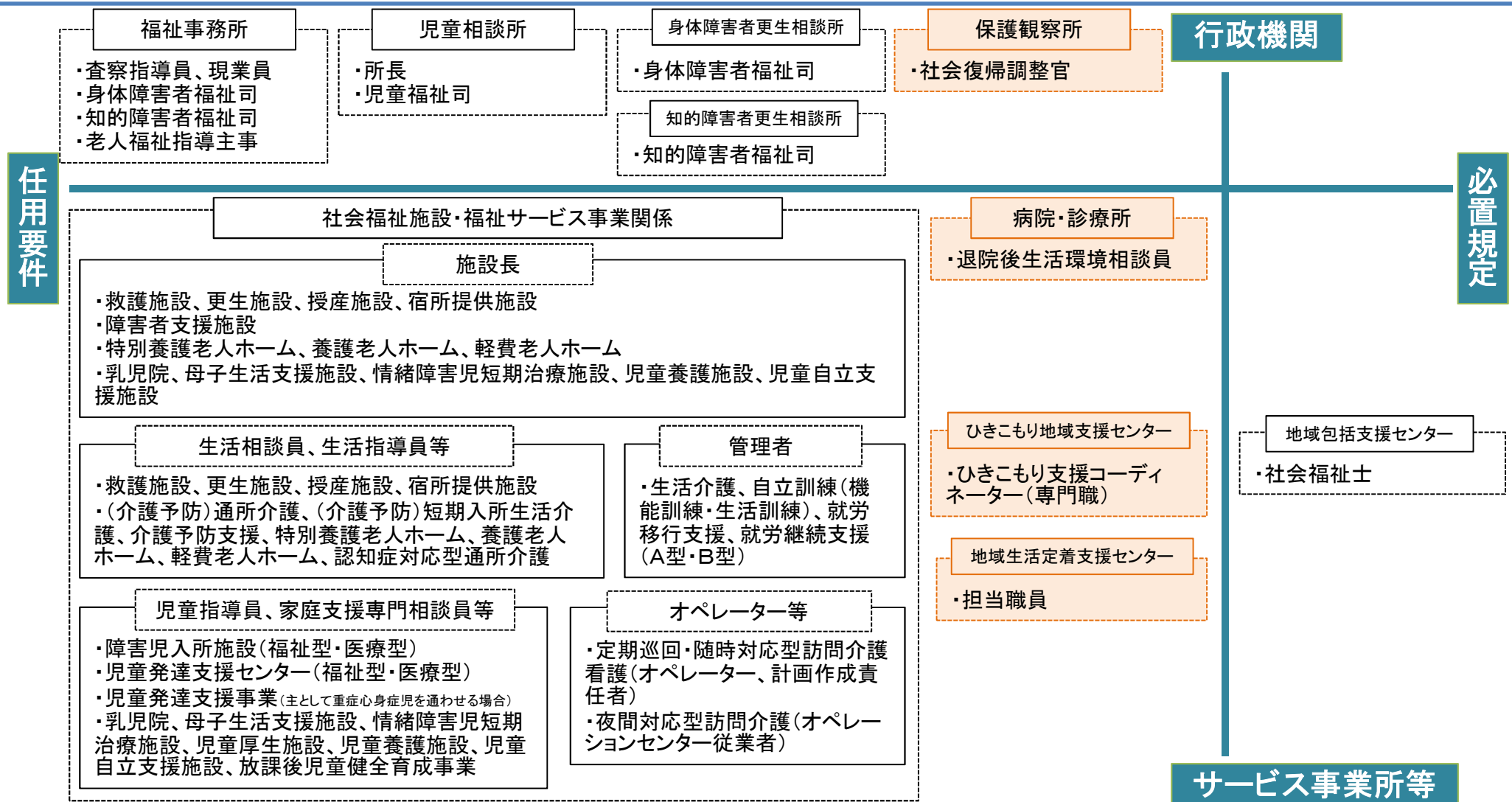
【社会福祉士の配置について】

- ・福祉部門のエキスパートとして長期の在籍を前提としていることから、ノウハウの蓄積が期待できる(足利市)
- ・社会福祉行政の担い手として社会福祉士の役割(相談援助職員、ケースワーカー、コミュニティワーカーなど)は今後増すことが見込まれる(草津市)
- ・社会福祉法人の出向などにより人材確保に努めていたが、近年、総合相談や権利擁護を担う社会福祉士の確保が困難となっており、正規職員での配置へと切り替えた(鳥取市)

1(6)

社会福祉士が任用要件として定められている主な職種

○ 社会福祉士が任用要件として定められている職種は、福祉分野の行政機関や社会福祉施設、事業所等が主となっているが、医療分野、司法分野、ひきこもり支援などの関連分野にも社会福祉士の任用の場は広がっている。



注)「任用要件」は、「次のいずれかに該当する者のうちから任用しなければならない」などの規定で定められているもの。

「必置規定」は、「次の者を置かなければならない」、「〇〇に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとする」などの規定で定められているもの。

なお、社会福祉士は社会福祉主事の任用要件の一つになっているため、「任用要件」には、社会福祉主事を任用要件とする職種を含む。

また、「任用要件」又は「必置規定」に該当する職種でも、例外規定(「これによりがたい場合は同等の者でも可」等)や、任用にあつての限定条件等が別途定められている場合がある。

【資料】厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室において作成

社会福祉士登録人数・会員数(2016年1月31日現在)

都道府県	登録者数	会員数	人口(千人)	人口10万人あたりの 会員数
北海道	8,594	1,797	5,400	33
青森	1,563	587	1,321	44
岩手	1,698	624	1,284	49
宮城	2,872	560	2,328	24
秋田	1,265	351	1,037	34
山形	1,437	512	1,131	45
福島	2,097	616	1,935	32
茨城	3,073	622	2,919	21
栃木	2,499	491	1,980	25
群馬	2,856	585	1,976	30
埼玉	10,057	1,564	7,239	22
千葉	7,608	1,378	6,197	22
東京	19,446	3,657	13,390	27
神奈川	13,685	2,863	9,096	31
新潟	4,823	1,183	2,313	51
富山	1,622	467	1,070	44
石川	1,811	502	1,156	43
福井	1,386	384	790	49
山梨	1,163	356	841	42
長野	3,319	1,057	2,109	50
岐阜	3,299	516	2,041	25
静岡	4,788	1,321	3,705	36
愛知	11,255	1,388	7,455	19
三重	3,015	649	1,825	36
滋賀	2,409	466	1,416	33
京都	4,967	964	2,610	37
大阪	12,736	2,112	8,836	24
兵庫	8,934	1,466	5,541	26
奈良	2,108	325	1,376	24
和歌山	1,231	278	971	29
鳥取	952	323	574	56
島根	1,190	381	697	55
岡山	3,806	633	1,924	33
広島	4,920	953	2,833	34
山口	2,474	665	1,408	47
徳島	1,040	264	764	35
香川	1,679	385	981	39
愛媛	2,135	506	1,395	36
高知	1,115	220	738	30
福岡	8,056	1,581	5,091	31
佐賀	1,400	222	835	27
長崎	2,298	628	1,386	45
熊本	3,248	789	1,794	44
大分	2,256	541	1,171	46
宮崎	1,491	477	1,114	43
鹿児島	2,328	720	1,668	43
沖縄	2,044	481	1,421	34
その他	7	0	0	0
全国計	190,055	39,410	127,082	31

※人口は、総務省統計局「各年10月現在人口」による2014年10月1日現在

勤務先別会員数

	全体(人)			全体(%)		
	男	女		男	女	
救護施設	102	70	172	0.3	0.2	0.4
児童福祉関係施設	568	665	1,233	1.4	1.7	3.1
身体障害者福祉関係施設	545	453	998	1.4	1.1	2.5
知的障害者福祉関係施設	1,680	1,355	3,035	4.3	3.4	7.7
精神障害者福祉関係施設	174	240	414	0.4	0.6	1.1
老人福祉関係施設	3,265	3,053	6,318	8.3	7.7	16.0
介護老人保健施設	761	937	1,698	1.9	2.4	4.3
婦人保護施設	8	28	36	0.0	0.1	0.1
社会福祉協議会	1,307	1,647	2,954	3.3	4.2	7.5
老人介護支援センター	400	847	1,247	1.0	2.1	3.2
福祉事務所	284	442	726	0.7	1.1	1.8
医療機関	1,301	2,714	4,015	3.3	6.9	10.2
行政機関	845	1,372	2,217	2.1	3.5	5.6
教育機関	769	951	1,720	2.0	2.4	4.4
相談機関	334	486	820	0.8	1.2	2.1
一般企業	602	537	1,139	1.5	1.4	2.9
独立型社会福祉士事務所等	503	419	922	1.3	1.1	2.3
地域包括支援センター	1,061	2,116	3,177	2.7	5.4	8.1
その他(福祉公社、団体等)	996	1,360	2,356	2.5	3.5	6.0
勤務先なし	655	1,893	2,548	1.7	4.8	6.5
不明	561	1,103	1,664	1.4	2.8	4.2
合計	16,721	22,688	39,409	42.4	57.6	100.0